

# OTASUKE人事

医療保健業編 第十六話「うつ病で休職中の看護師から不当解雇と訴えられた!？」の巻

あるクリニックで働き始めて3年になる看護師のAさんは、とても真面目な性格で責任感が人一倍強く、一切手を抜かずに仕事に取り組んできた。院長をはじめ同僚の職員からの信頼も厚く、患者からの人気も上々だった。(Aさん: 28歳看護師/女性)

ところが、最近は仕事上でミスが続くようになり、先輩看護師から度々注意を受けるようになっていた。また、それにつれて体調不良で遅刻することや、突然休むことも多くなり、以前と比べて仕事時の表情も暗く元気のない様子に見える。

心配になった先輩看護師の一人が「何か悩みでもあるの?」と時々気遣っていたが、Aさんは「大丈夫です。頑張れます。」と答えるだけだった。ただ、一向に良くなる気配は無かったので、別のメンタルヘルス専門機関を紹介し受診させたところ、主治医からは「うつ病なのでしばらく休職するように」とのことだった。

主治医からの結果を聞いたクリニックの院長や事務長はとても驚いたが、診断書も出ているので就業規則にある通り、3か月間の休職をさせることとなった。休職中は事務長から定期的にAさんに対して連絡をとっていたが、病状はなかなか改善していないようだ。そうこうしているうちに、休職期間の3か月間が過ぎようとしていたが、クリニック側の配慮で休職期間を延長することとなった。

休職期間を延長してから数か月経過したが、それでも復帰が難しそうだったので、退職してもらおうしかない…と院長と事務長が相談していたところ、Aさんから職場復帰できる状態になったと連絡があり、主治医の診断書もとっているとのこと。そのためいったんは復帰をさせてみたが、数日後にまた欠勤が続くようになってしまった。

クリニック側は、これ以上雇用を継続するのは不可能と判断し、就業規則での休職期間も過ぎていることから、退職してもらおうようAさんへ伝えたが、Aさんからは不当解雇であると激怒され、納得が得られなかった。



## <Aさんの言い分>

主治医の診断書にも復帰可能と書かれているわけだし、多少欠勤があっても長い目で見てくれるのが普通でしょ！  
休職期間を延長しながら今更辞めると言われても納得ができない！



## <クリニック側の言い分>

こっちは休職期間の延長まで配慮しているし、主治医の診断書があるといっても、復帰した後すぐに欠勤していたじゃないか！  
不当解雇と言われるなんて心外だよ！

## これは不当解雇に該当するのでしょうか？

### 【論点整理】

#### (1) 解雇制限について・・・

法律上、業務上疾病により休職している間は解雇をしてはならない。  
言い換えると、私傷病が原因での休職は解雇制限の対象外である。

(労働基準法第19条)

使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後三十日間並びに産前産後の女性が第六十五条の規定によつて休業する期間及びその後三十日間は、解雇してはならない。

#### (2) 休職制度について・・・

休職制度の導入義務は法律上の明記がなく、任意に設けることが可能。

制度の内容としては、勤務年数に合わせて休職期間を設定し、期間満了後は自然退職となる旨をあらかじめ就業規則に記載しておくことが効果的である。

↓

今回のケースは、うつ病の発症原因が業務上によるものではないと仮定した場合でも、不当解雇に該当する可能性があります。

なぜなら、クリニック側の配慮で休職期間を延長してしまったことで、本来は期間満了後に自然退職とすべき機会を逃してしまったからです。

せっかく休職制度や期間満了による自然退職の規程を定めていても、しっかりと運用ができなかった為にトラブルが生じてしまった典型例とも言えるでしょう。

(参考判例：東芝社員うつ病事件 他)

### ■おたすけ社労士からのアドバイス！ココがポイント！■



うつ病などのメンタルヘルス不調にかかる労働者が増えている現代社会ですが、特に看護師のような患者の命を扱うとても責任のある仕事の場合、よりストレスが生じやすく不調に陥りやすいとも言えます。

また、雇用する側にとっては、メンタルヘルス不調によって休職と復帰を延々と繰り返されると、経営そのものにまで支障が及んでしまいます。

対策としては、メンタルヘルス不調などによって欠勤が増えた場合に、雇用する側としてどのような準備をしているかが非常に重要になってきます。上記にもあるように、例えば休職制度などを設けることで、ズルズルと欠勤を長引かせてしまうようなリスクを軽減することも出来ます。

これらを具体的且つ的確に実施する為には、専門的知識を持った人材に任せるのが一番です。ぜひ人事労務のプロである社会保険労務士に一度ご相談ください。

## 社労士による無料相談会を随時開催中です！

まずはご連絡ください！心よりお待ちしております。TEL：03-3694-6091  
メール：[info@yamadasougou.co.jp](mailto:info@yamadasougou.co.jp)